

令和 8 年度

仕 様 書

事 業 名： 公共下水道事業

工 事 場 所： 竹原市 竹原町

工 事 名： 中央 1 号雨水幹線函渠築造工事（4 工区）

工 事 概 要： カルバート工 L=49m
マットレス工 A=420m²
点検口 N=1 箇所
仮設工 N=1 式

【添付書類】
☐ 特記仕様書
☐ 工事数量総括表
☐ 図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、中央1号雨水幹線函渠築造工事（4工区）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・**特記仕様書（共通事項）（令和8年6月）広島県**※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・下水道土木工事必携（案）2021年度版 公益社団法人 日本下水道協会
 - ・竹原市公共下水道工事標準仕様書 竹原市建設部下水道課※ 上記の仕様書は竹原市下水道課のホームページ「公共下水道工事標準仕様書について」に掲載している。
https://www.city.takehara.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/igogesuido/gesuido/2/3124.html

第2節 概算数量発注方式による積算

本工事のうち本町地区舗装補修においては、詳細な設計が不要な標準断面図又は概略設計図により積算を行い、発注しており、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第6節 概算数量発注方式による積算 1 詳細な設計が不要な工事に従うこと。

第3節 中間検査

本工事は単一工種のため、中間検査を省略する。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。
なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報__様式集>建設工事関係__その他契約関係様式」に掲載している。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の揭示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に揭示（デジタルサイネージによる揭示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場揭示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の揭示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に揭示（デジタルサイネージによる揭示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第2章 材料

第1節 ボックスカルバート

- 1 この工事に使用するプレキャストボックスは、次に示す条件を満足する製品から選択し、その外観および品質規格証明書等により事前に監督職員の承認を得ること。
(規格条件)
 - ・製品 : 可とうボックスカルバート ※全国ボックスカルバート協会規格
 - ・製品耐震性能 : レベル2地震動（重要な幹線等）
 - ・継手構造 : 耐震性ゴムリング（IB-10）
 - ・許容抜出量 : 10mm

第3章 施工条件

第1節 工程

- 1 施工時期・時間の制限
 - 施工内容 全工種
 - 時期 全工事期間
 - 時間 8：30～17：00（作業可能時間）
 - 施工方法・理由 工事箇所が民家や学校、観光地区に近接しているため、通行者の安全確保と騒音振動対策を行うこと。

第2節 公害対策

- 1 公害防止
 - 施工方法 工事箇所が民家等に近接しているため、建設機械を使用する際は、低騒音型機械を使用するものとする。
 - 建設機械・設備 低騒音型機械

第3節 安全対策

- 1 交通安全施設・交通誘導警備員
 - 内容 危険防止の為、工事現場には仮囲い・柵等の適当な施設を設置すると共に、夜間には照明灯・注意灯等を設置する。また、常時現場付近を点検するなど、保安警戒には十分注意すること。
また、資機材の搬入等に伴い、市道の通行者と重機や運搬車両の接触がないよう、交通誘導員を適宜配置し安全対策に努めること。交通誘導警備員の配置に伴う経費については、仮設工の交通管理工に見込んでいる。
 - 期間 工事期間中

第4節 盛土

- 1 購入土（搬入）（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）
本工事では、220m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。
 - (1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。
購入場所 有限会社エス・エス建設発生土リサイクルプラント（竹原市下野町野々浦4698-36）
 - (2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。
 - (3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第5節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場（竹原市下野町字朝日山10661-1）
（受入れ時間等、相手工事先の条件を明示する）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第6節 その他

- 1 マットレス工
施工中は地盤状況に十分注意し、地盤が変化したときには監督職員と協議を行うこと。
補強材は、横断方向に1.0m、縦断方向に0.5m以上の重ね代（ラップ長）を設けること。
砕石は厚さ20～25cmごとに転圧を行うこと。
- 2 住民・関係機関対応
工事請負契約締結後、工事受注者は工事看板を設置し、周辺住民へ工事の内容や時期について、周知徹底を図ること。
また、工事を安全かつ円滑に施工するため、近接する住民や関係機関（学校）に対し、必要に応じて工事の事前挨拶や説明を行う必要があるため、監督員と協議しながら、工事を実施すること。
- 3 表土の剥ぎ取り
工事箇所の地表から30cmは田の表土とし、掘削後は現場内へ仮置きを行うこと。それ以深は、残土処分及び購入土による埋戻しを行い復旧する計画とす
なお、計画については、変更となる可能性があるため、変更があった際は、別途監督員の指示に従うこと。
- 4 施工時期
工事箇所周辺において、耕作が予定されていることから、工事への着手可能時期については、別途監督員から受注者へ指示する。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

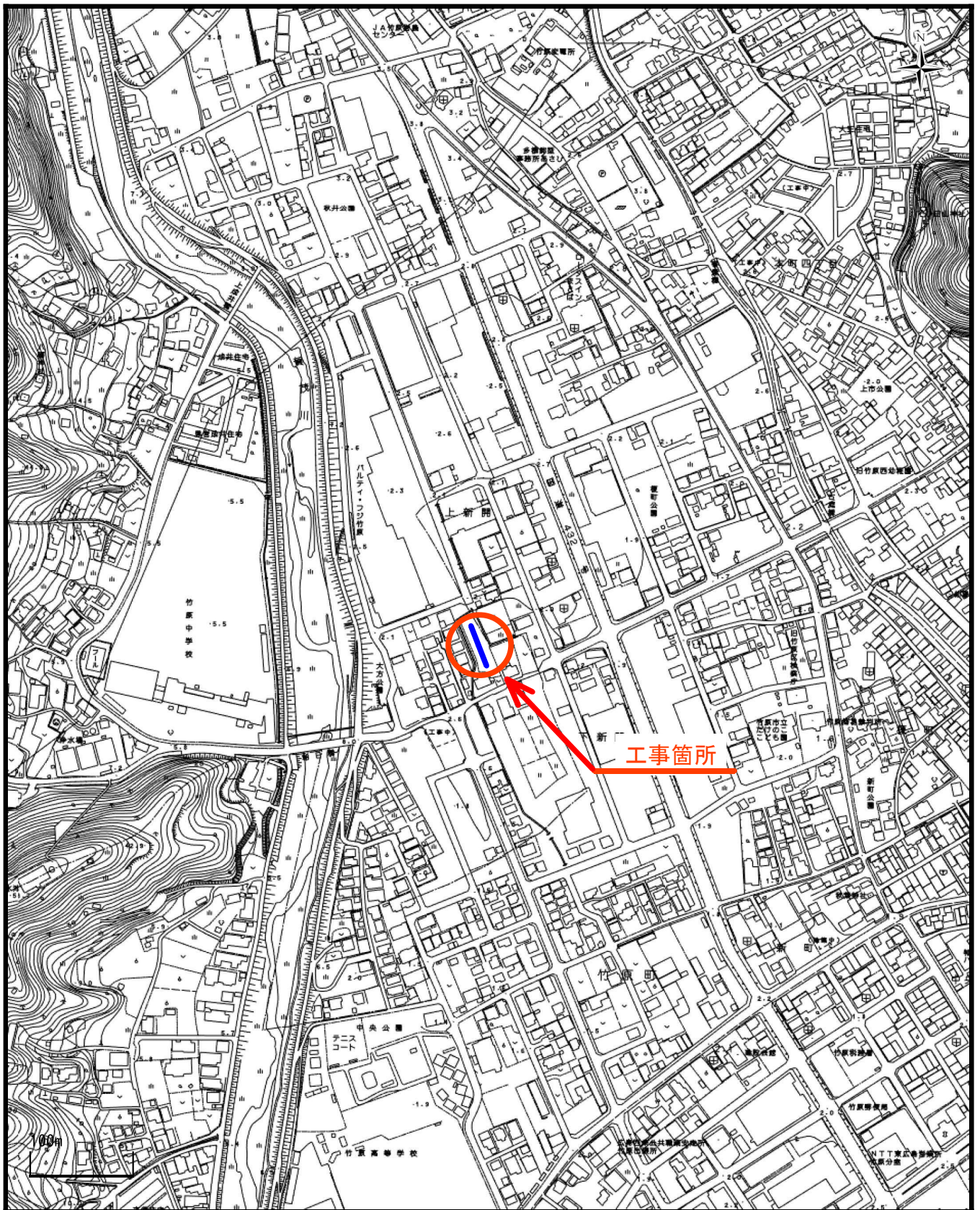
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路改良		式		1	レベル1
カルバート工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
プレキャストカルバート工		式		1	レベル3
プレキャストボックス	【□1200×1200】	m		49	レベル4
地盤改良工		式		1	レベル2
マットレス工		式		1	レベル3
マットレス工	【中詰材（碎石）有】	m2		420	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
集水柵・マンホール工		式		1	レベル3
マンホール	【φ 600/φ 900, 24-12-25 (20) BB, 鉄蓋】	箇所		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
工事用道路工		式		1	レベル3
土留・仮締切工		式		1	レベル3
水替工		式		1	レベル3
直接工事費					
運搬費					

工事数量総括表

頁0 -0002

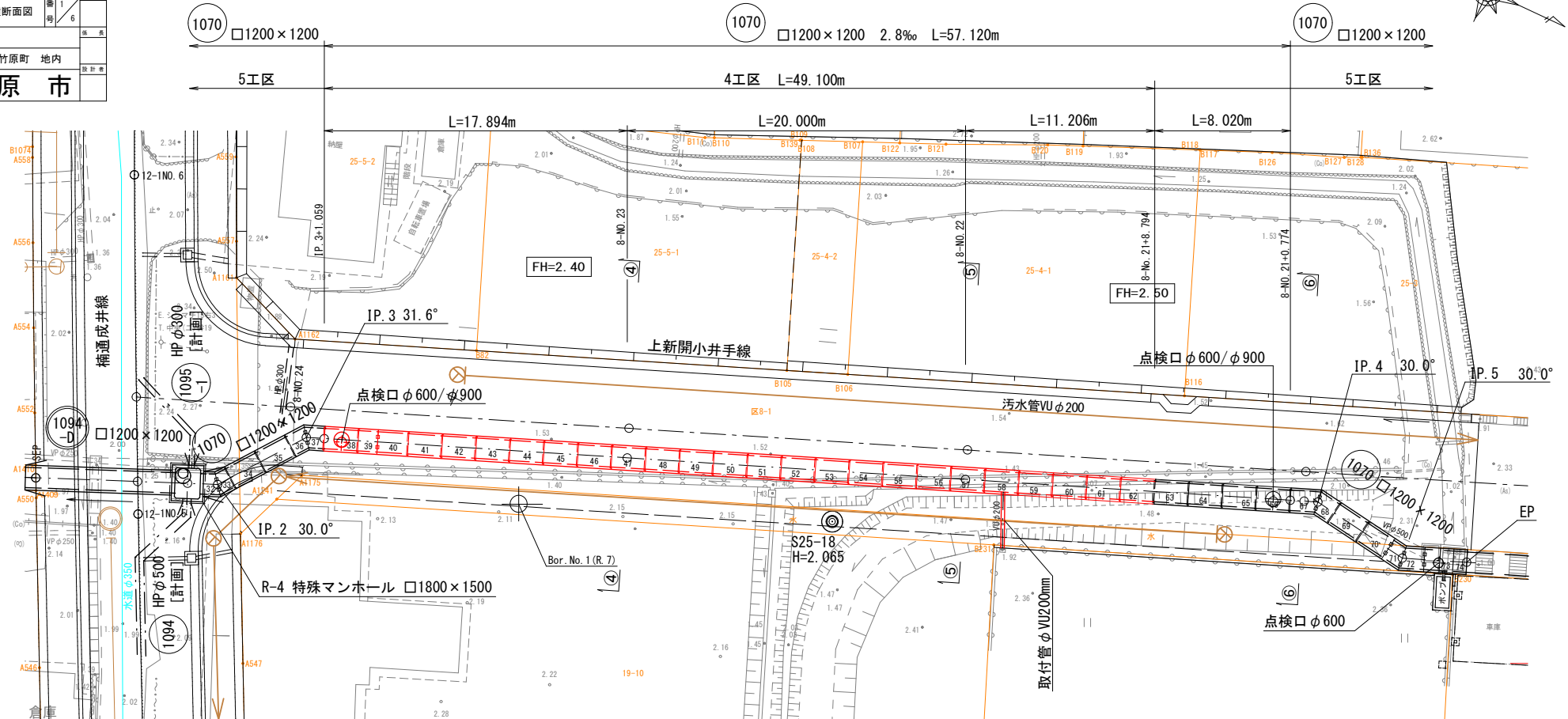
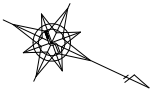
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
運搬費		式		1	レベル2
運搬費		式		1	レベル3
仮設材運搬費		t		137.7	レベル4
共通仮設費率分					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額					
工事費計					
契約保証費計					

位置図



図面番号	1/6	縮尺	図 示	設 計
事 業 名	中央1号用水幹線面渠築造工事（4工区）			設計係長
種 別	平面図・横断面図	番 号	1/6	係 長
施 設 名				設計者
工事箇所	竹原市 竹原町 地内			
設計年月日	R8. 3 竹 原 市			

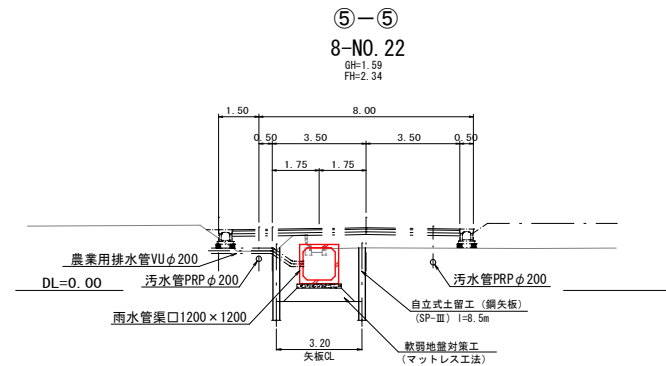
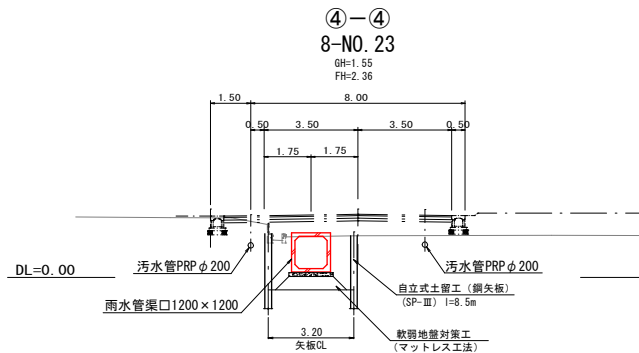
平面图 S=1/250 (A3)



横断面図 S=1/200 (A3)

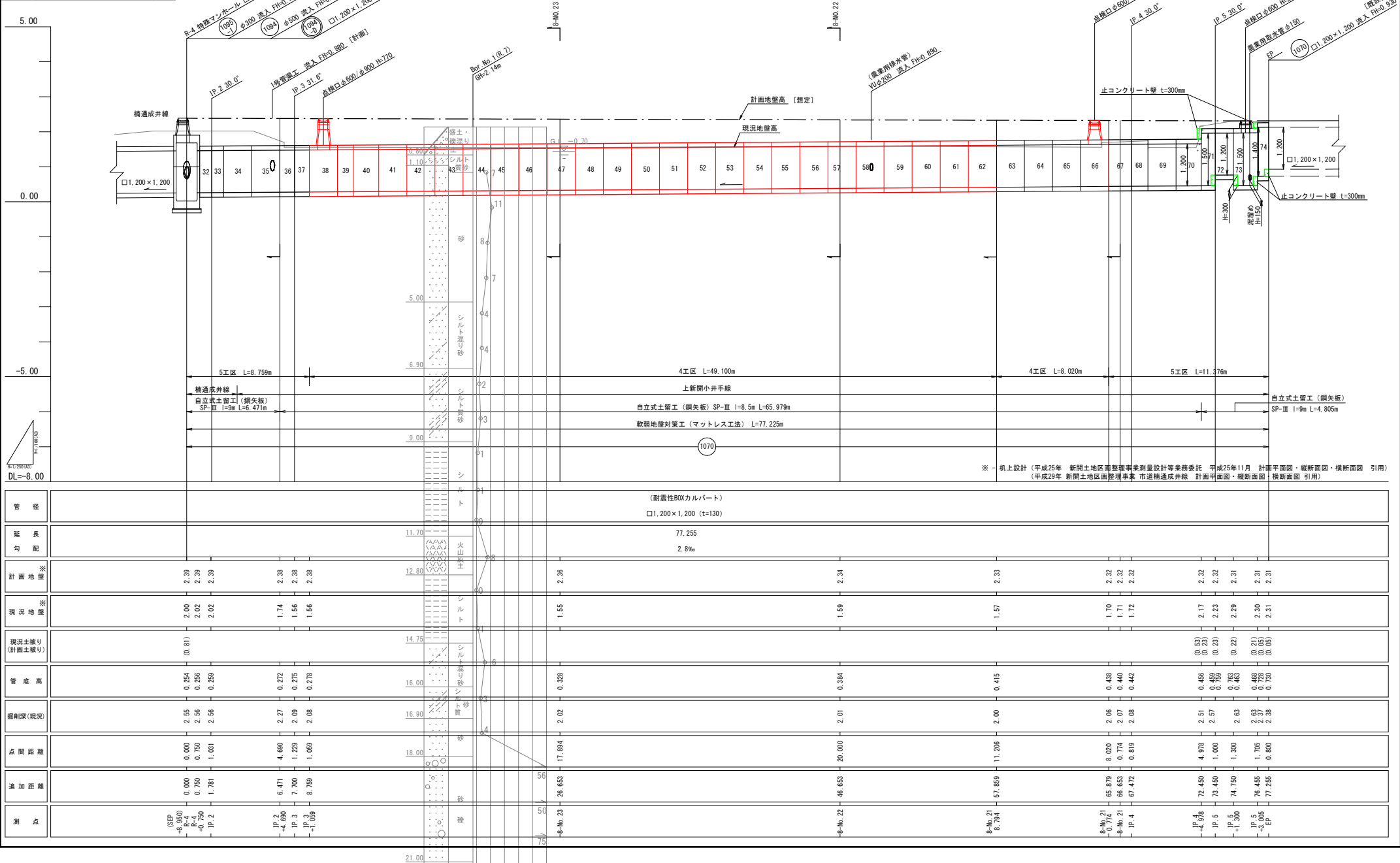
測点座標一覽表

测 点	X	Y
R-4	-183562.115	68061.230
IP.2	-183560.475	68060.537
IP.3	-183556.906	68055.815
IP.4	-183501.235	68034.059
IP.5	-183495.325	68034.960
EP	-183491.780	68033.575



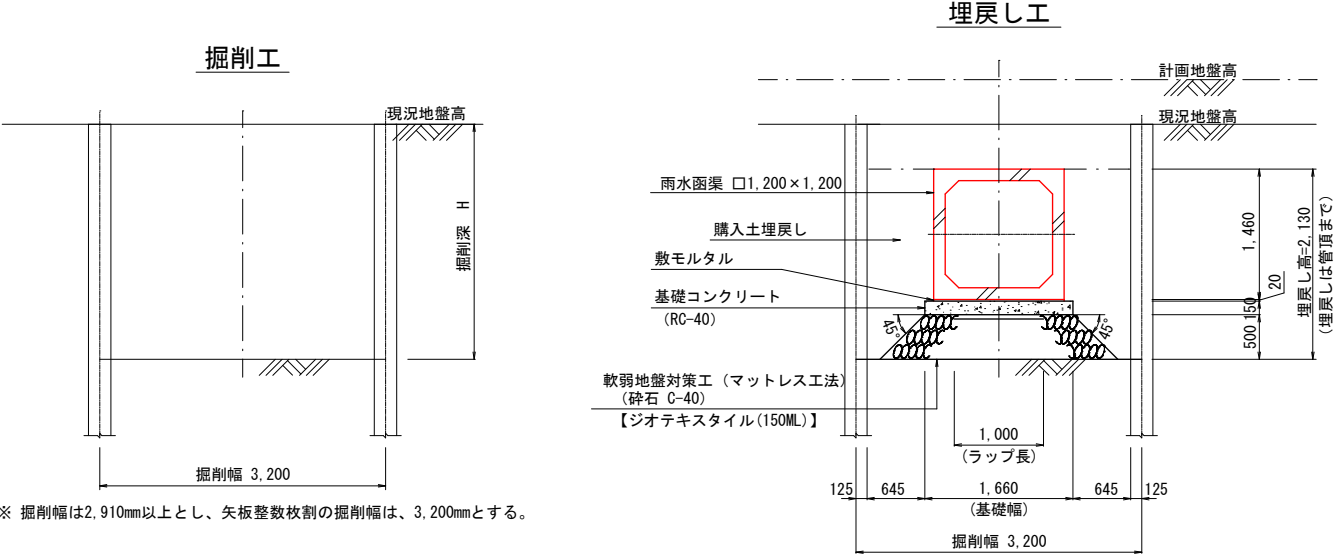
図面番号	2/6	縮尺	図示	図 示
事業名	中央1号雨水幹線面築造工事（4工区）			
種 別	縦断面図			
施設名	竹原市 竹原町 地内			
工事箇所	竹原市 竹原町 地内			
設計年月日	R8.3			

縦断面図 H=1/250 (A3)
V=1/100 (A3)

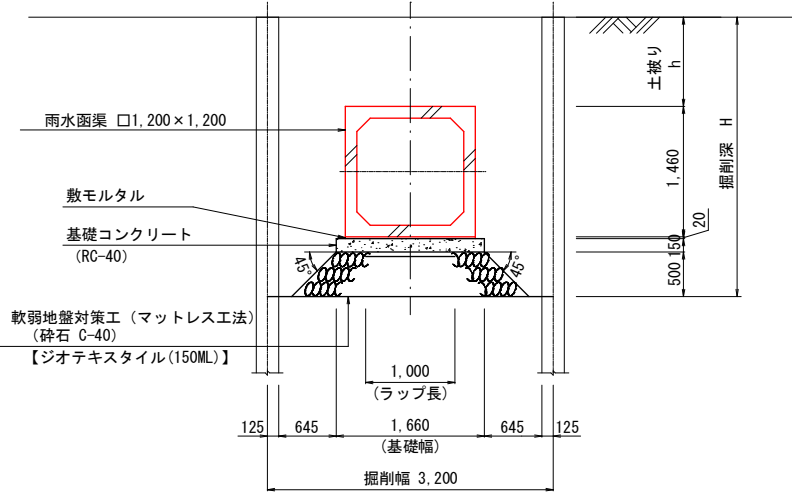


図面番号	3/6	縮尺	1/60	図表
事業名	中央1号雨水幹線面築造工事(4工区)			図表補注
種別	土工定規図	番号	3/6	
施設名	BOXカルバート敷設標準図			図表
工事箇所	竹原市 竹原町 地内			設計者
設計年月日	R8. 3			
竹原市				

土工定規図 S=1/60 (A3)



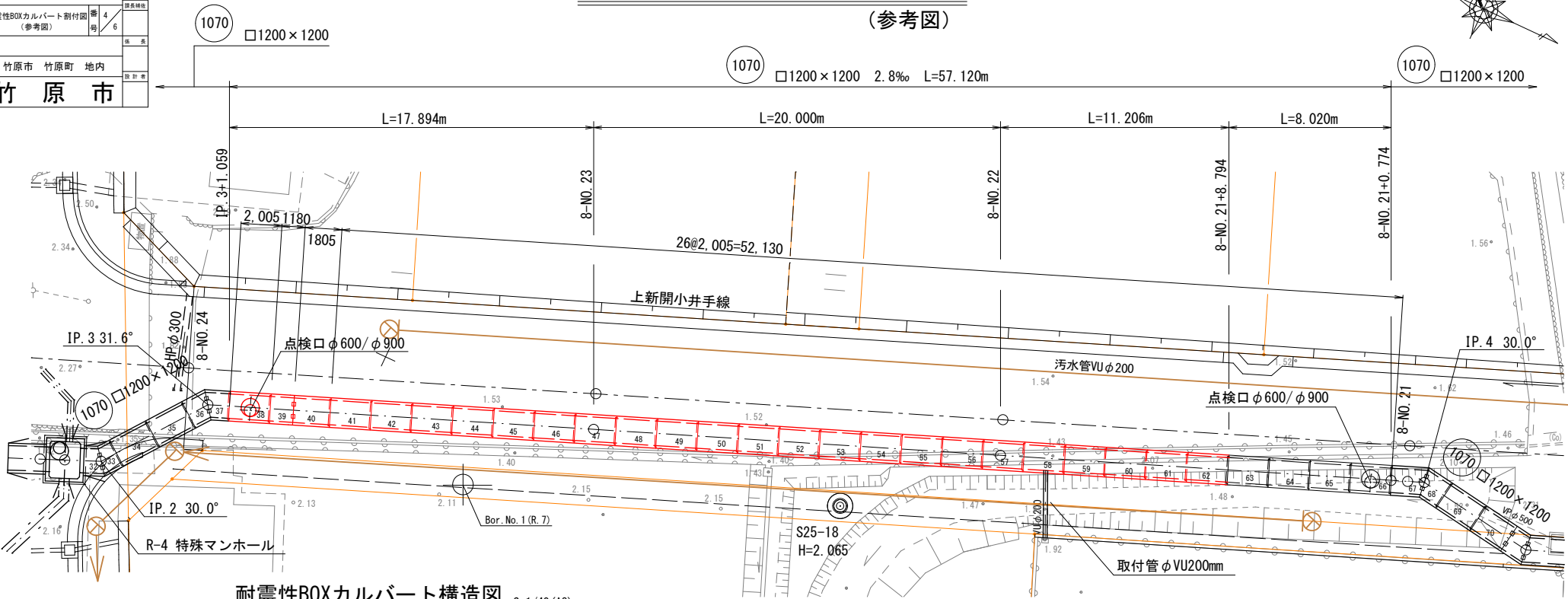
BOXカルバート敷設標準図 S=1/60 (A3)



図面番号	4/6	縮尺	図示
事業名	中央1号雨水幹線面築造工事(4工区)		
種別	耐震性BOXカルバート割付図	番	4/6
施設名	(参考図)		
工事箇所	竹原市 竹原町 地内		
設計年月日	R8. 3		
設計者	竹原市		

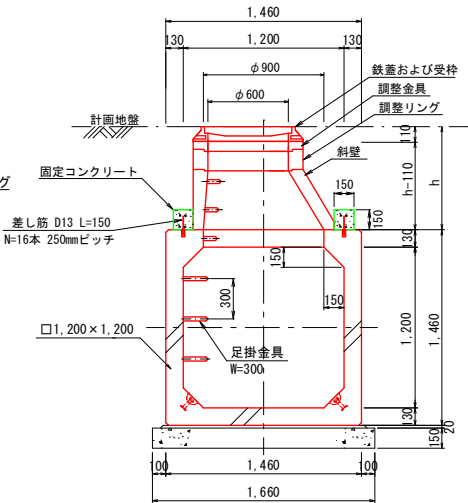
耐震性BOXカルバート割付図 S=1/200 (A3)

(参考図)

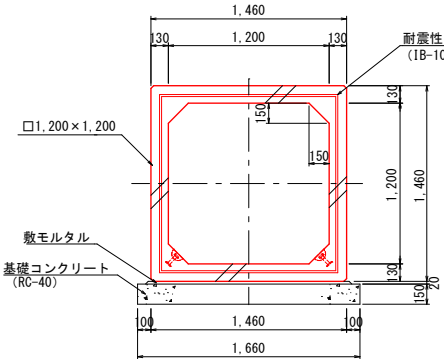


耐震性BOXカルバート構造図 S=1/40 (A3)

点検口標準断面図



標準断面図



ボックス数量表

名称	寸法(B×H×L)	番号	数量	重量(kg)	備考
耐震性BOXカルバート	1200×1200×2,000	41~62	22	3,680	標準
	1200×1200×2,000	38	1		標準・頂版開口φ900
	1200×1200×1,800	40	1		凸無・連結金具
	1200×1200×1,175	39	1		短尺・凹無・連結金具
合計			25		

※ 割付は施工伸び(5mm)を考慮している。

点検口部材料表

名称	BOX 番号	高さ h	斜壁		調整リング				調整材		調整高	鉄蓋φ600 110	足掛金具 W=300
			300	600	50	100	150	200	金具 10	モルタル 50			
点検口	38	770		1	1				1		10	1	6
	66	560	1			1				1	50	1	5

点検口固定コンクリート材料表

規格	単位	数量
コンクリート	m3	0.08
同上型枠	m2	0.6
後施工アンカー D13-L150	本	16
D13(0.995kg/m)	kg	2.338

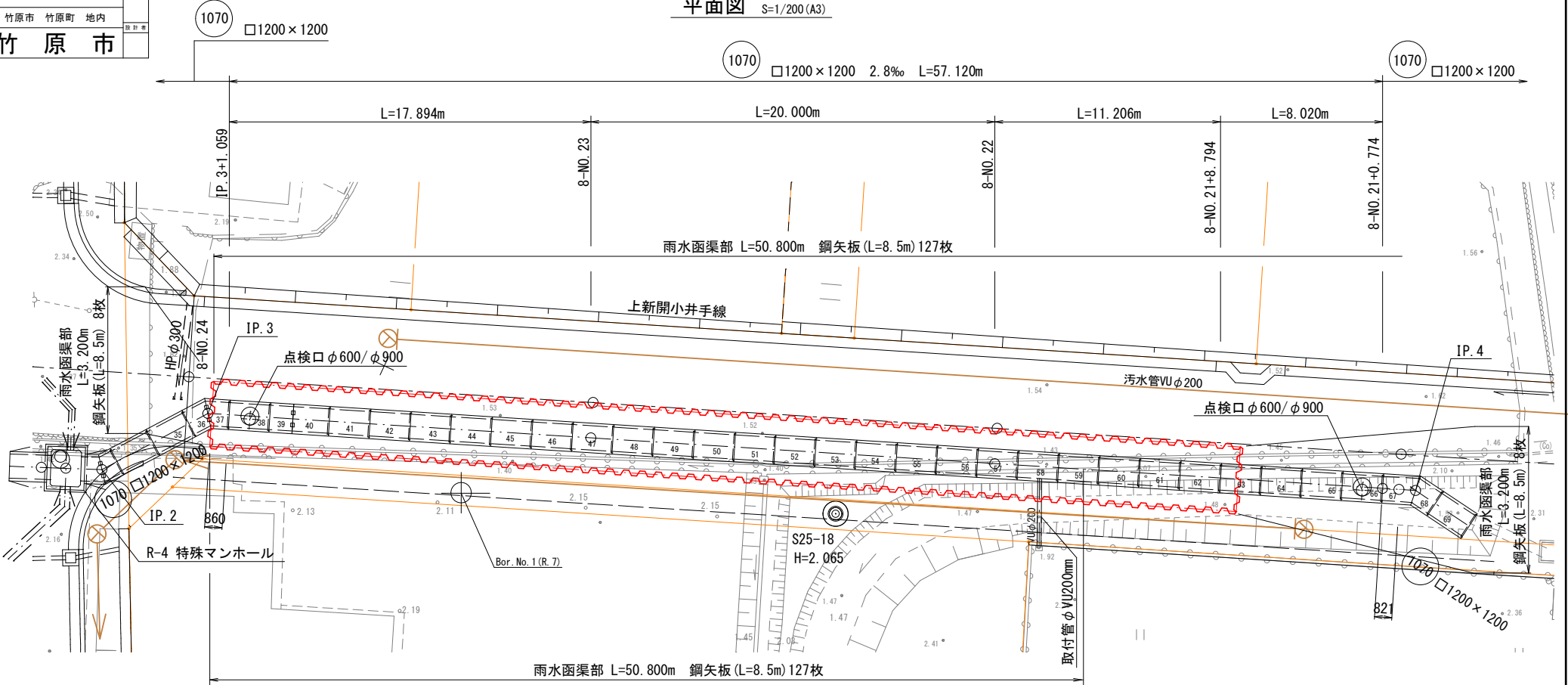
1ヶ所当り

図面番号	5/6	縮尺	図示	図面
事業名	中央1号雨水幹線面築造工事（4工区）			
種別	土留工計画図（参考図）	番	5/6	図面
施設名	竹原市 竹原町 地内			
工事箇所	竹原市			
設計年月日	R8.3			

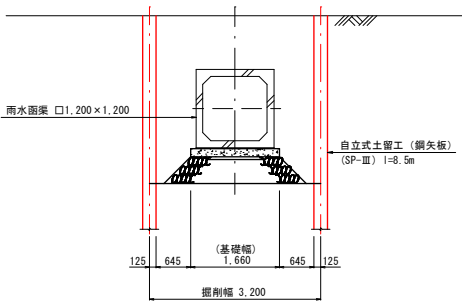
土留工計画図

（参考図）

平面図 S=1/200 (A3)



標準横断面図 S=1/100 (A3)



（数量）

鋼矢板仮設時使用枚数

鋼矢板 (L=8.5m) 127枚+127枚+8枚+8枚=270枚

